

東大和市監査委員告示第2号



地方自治法第199条第12項の規定により、平成29年度定期監査の結果に基づき講じた措置を次のとおり公表する。

平成30年 6月27日

東大和市監査委員 三ツ寺 俊行

東大和市監査委員 床鍋 義博

改善措置報告書

監査の種類：定期監査

部署名：都市建設部 都市計画課

監査の結果（指摘事項）	改善措置等
<p>（１）補助金交付事務について</p> <p>東大和市コミュニティバス運行事業補助金交付要綱に基づき、平成２９年度上半期分のコミュニティバス運行事業補助金実施状況報告書を確認したところ、収支計算書及び距離算出書に記載されている走行距離が一致していなかった。</p> <p>走行距離は、補助対象経費である人件費、車両修繕等の経費計算に用いられる数値であることから、正しい走行距離に改めるとともに、補助金の交付に係る審査を適正に行われたい。</p>	措置の状況
	<p>①改善済み ②改善中(完了目途： 年 月末) ③検討中(終了目途： 年 月末)</p> <p>収支計算書及び距離算出書の走行距離の不一致については、平成２９年６月２０日に発生した事故による欠便（１便１０．３５キロメートル）分の走行距離の減を距離算出書に記載していなかったことにより生じたものである。</p> <p>収支計算書には欠便による走行距離の減を行った後の走行距離が記載されているため、補助金の交付は適正に行われている。</p> <p>なお、距離算出書については、欠便による走行距離の減を明記したものを補助対象者に再提出させた。</p>